

控除不足の住宅ローン控除

Q : 税源移譲で、所得税から控除できなかった住宅ローン控除は、住民税から控除できるそうですが、控除不足かどうかはどうやってわかるのですか？

A : 源泉徴収票に記載されることとなりました。

【解説】

平成18年以前に住宅ローン控除の適用を受けた者が、税源移譲によって平成19年以後の所得税額控除不足が発生する場合には、住民税からその不足額を控除する制度が創設されていますが、この制度を受けるには、対象者自身が申請することによって適用されることになっています。

このため、この制度の適用を受けるには、住宅ローン控除の適用を受けている者が、この制度の対象になるのかどうかを自分で判断しなければならないのですが、その判断する明確な方法がこれまではありませんでした。

そこで、今年度、源泉徴収票の様式が変更され、所得税額から控除しきれない額がある場合には、摘要に設けられた「住宅借入金等特別控除可能額」に記載されることとし、住宅ローン控除を受けている者が、地方税額から控除する手続きが必要かどうかをわかるように改正されました。

この欄に記載があれば、地方税の控除手続きが必要で、なければ所得税額によって控除がされているということがわかるわけです。

